

通学課程の初日に提出

課題 6. 社会保障制度に関する知識

領域	区分	内容
Ⅱ 六	講義	社会保障制度について、以下の空欄を埋めましょう。 参考：厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21479.html 内閣府 HP、文部科学省 HP 他
配当時間		
2. 5 H		

会場：_____ 氏名：_____ 提出日： 年 月 日

I. 社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支える **セーフティネット** であり、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものである。社会保障制度は多岐にわたり、国のみならず都道府県や市町村など、様々な主体がそれぞれに役割を担い、連携しながら実施している。

① 「 **社会保険** 」 (年金・医療・介護) 」

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(保険事故)に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした、 **強制加入** の保険制度。

② 「 **社会福祉** 」

障害者、母子家庭など社会生活を送る上で様々なハンディキャップを負っている国民がハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度。

③ 「 **公的扶助** 」

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度。

④ 「 **保健医療・公衆衛生** 」

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度。

II. 社会福祉制度

児童、高齢者、心身障害者、母子など、社会生活を送る上でハンディキャップを負った人々が安心して生活を送れるように公的な支援を行う制度。支援を必要とする人々が心身ともに健やかに育成され、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、貧困に陥ることを未然に防ぐ機能も果たしている。社会福祉制度は、児童福祉、母子・寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉の4つの項目に分けられる。

1. 児童福祉

(1) 保育所

参考：保育所 123 <https://www.mhlw.go.jp/hoikusyo123/donna/index.html>

こどもが毎日通う認可施設・事業(国・自治体が公費支援)に、認可保育所・認定 **こども** **も** 園 (**0** ～ **5** 歳)、幼稚園 (**3** ～ **5** 歳)、小規模保育・事業所内保育 (**0** ～ **2** 歳) などがある。

自宅などで預かってもらう認可事業(国・自治体が公費支援)として、家庭的保育(保育ママ)・居宅訪問型保育 (**0** ～ **2** 歳) などがある。

一時的に利用できるものとして、一時預かり、病児保育、 **ファミリー・サポート・セ**

ンター などがある。

(2) 児童に関する手当

① 児童 手当制度

参考：こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai>

0歳から中学校卒業までの児童を養育している方で所得が、2)の表の①(所得制限限度額)未満の場合、下表の金額が支給される。

児童を養育している方の所得が2)の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付(児童1人当たり月額一律 **5,000** 円)が支給される。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下表の②以上の場合、児童手当等は支給されない。

1) 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000(第3子以降は15,000)円
中学生	一律 10,000 円

2) 所得制限

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+年収103万以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+年収103万以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人(児童3人+年収103万以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+年収103万以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

② 高等学校等就学支援金制度

参照：文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

平成26年4月以降の入学者が対象制度。同年3月以前から引き続き高等学校等に在学している方は、公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度(旧制度)の適用となる。本制度は、**授業料に充てる**ための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る**経済的負担の軽減**を図り、もって教育の実質的な機会均等等に寄与することが目的。**国公立**を問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満(市町村民税所得割額が**30**万4,200円(モデル世帯^(注1)で年収約910万円)未満)の世帯の生徒に対して国が高等学校等就学支援金を支給する。

(注1) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯

(3) 児童相談所

参考：東京都福祉局HP https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/annai/jido_sodan.html

こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/jisou-ichiran>

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-01.html>

児童相談所は、**児童福祉**法に基づいて、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関。

都道府県・政令指定都市等に設置され、全国で **234** か所ある（令和6年4月1日現在）。児童相談所の職員には、所長、**児童福祉司**、児童心理司、精神科医（児童相談所の規模による）、保健師などの専門職員がいて、主に以下の相談を受けている。

- ① **養護** 相談（保護者の病気、家出、離婚などによる養育困難児、棄児、被虐待児、被放任児など養育環境上問題のある児童に関する相談）
- ② 保健相談（未熟児、疾患等に関する相談）
- ③ **障害** 相談（肢体不自由、視聴覚・言語発達・重傷心身・知的障害、自閉症等に関する相談）
- ④ 非行相談（ぐ犯行為、説法行為、問題行動のある子どもに関する相談）
- ⑤ 育成相談（家庭内しつけ、**不登校**、進学適性等に関する相談）
- ⑥ その他

(4) 地域子育て支援拠点事業

参照：こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/shien-kyoten>

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において、子育て中の親子の **相互交流** や子育ての不安感・悩み等を相談できる場を提供する事業。地域子育て支援拠点には、一般型と連係型がある。

○一般型・・・公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型・・・児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に **親子が集う場** を設け、子育て支援のための取組を実施

2. 母子及び父子並びに寡婦福祉

寡婦とは、**母子家庭の母** だった者。子の成人後も、長年の子の養育の影響で健康や就業・収入面で保障が必要な場合、寡婦福祉として母子家庭の母に準じた援助がある。

厚労省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯は119.5万世帯、父子世帯は14.9万世帯である。母子世帯となった理由は離婚が79.5%である。母子世帯の就業状況は86.3%が就業しているが、「正規の職員・従業員」は **48.8** %である。父子世帯の父は88.1%が就業しており、「正規の職員・従業員」は69.9%である。

母子世帯の母の平均年間収入は **272** 万円であり、父子世帯の父の平均年間収入は **518** 万円となっている。

引用：令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要 ←URL が異常に長いのでこのまま検索することをおすすめします。 by JOHN

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf

(1) 児童扶養 手当制度

離婚による一人親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図る制度。平成 22 年 8 月より 父子 家庭も対象になった。支給期間は、子どもが 18 歳になる日以降の最初の 3 月末日までである。(障害児 の場合は 20 歳未満)

支給額は、受給資格者の所得や子どもの数などによって異なる(例：児童 1 人目の場合、全部支給： 45,500 円、(一部支給：45,490～ 10,740 円(所得に応じる))。支給を受けるためには、住所地の市区町村への申請が必要。

参考：児童扶養手当 <https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate>

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度・母子生活支援施設等

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度とは、20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に貸し付けられる無利子または低利の資金貸付制度で、資金の種類としては、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、 技能習得 資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

また、保護を必要とする母子を入所させ、自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設や母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム等の福祉施設がある。

参考：男女共同参画局 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/04.html

(3) その他の母子福祉に関する対策

- ・死別母子世帯に対して国民年金制度による遺族基礎年金、厚生年金制度による遺族厚生年金
- ・生活保護制度における 母子加算
- ・所得税・住民税における寡婦控除、寡夫控除、特定の寡婦(母子世帯)控除
- ・預貯金の利子所得等の非課税制度(マル優)の適用
- ・各種の就業支援事業 などがある。

3. 障害者福祉

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援 法に基づき、様々なサービスが施行されており、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「 地域生活支援事業 」に大別される。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なる。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがあるが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となる。

① サービスに係る自立支援給付等の体系

介護給付	居宅 介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う（ホームヘルプ）
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の 知的障害 若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や介護を行う
	行動 援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
支援事業 地域生活	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援する
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う
支援事業 相談	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う

参照：厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/taikei.html>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiisahukushi/service/naiyou.html

② 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスは、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分かれており、サービスの組み合わせを選択できる。事業を利用する際には、利用者一人一人の **個別支援計画** が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。例えば、常時介護が必要な人は、日中の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせ利用できる。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護を利用し続けることが可能。

（２）特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当（金額は令和６年４月より適用）

「特別障害者手当」

精神または身体に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に対して月額 **28,840** 円が支給される。

「特別児童扶養手当」

20歳未満で精神又は身体に障害を持つ児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給される。障害児１人につき、障害の程度が１級（重度）の場合は月額 **55,350** 円、２級（中度）の場合は月額 **36,860** 円。

「障害児福祉手当」

在宅の重度の障害児で常時介護を必要とする者に支給される。月額 **15,690** 円。

※上記金額については所得制限などの要件あり。

参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/jidou/index.html

Ⅲ. 公的扶助等

1. 生活保護制度

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、**健康で文化的** な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。相談・申請窓口は住所地の **福祉** 事務所である（事務所のない町村の場合、町村役場）。生活保護は、**生活扶助**（食費、被服費、光熱費等）、住宅扶助（家賃、地代等）、**教育扶助**（学用品費等）、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（生業費、技能習得費、就職支度費）、葬祭扶助の８種類に分かれており、必要に応じて単給または併給される。生活保護は原則として **世帯** 単位である。生活保護によって保障される生活水準（生活保護基準）は、被保護者の年齢、世帯構成、居住地等によって異なり、国が定めている（毎年、改定される）。

2. 生活福祉資金貸付制度

貸付対象は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、世帯単位にそれぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付けを行う。実施主体は都道府県社会福祉協議会で、**市区町村** 社会福祉協議会が窓口である。資金の種類は、**総合支援資金**、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の４種類。連帯保証人があれば無利子、ない場合でも低利である。また、緊急小口資金等の特例貸付が実施されることもある。

IV. 医療保険

1. 医療保険制度

(1) 国民皆保険制度

① 職域保険

サラリーマンとその扶養親族を対象とした「**健康保険**」と、公務員や船員など特定の被用者とその扶養親族を対象とする「共済組合」や「船員保険」がある。「健康保険」には、主に **中小企業** の被用者等を対象とした「全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）」と、主に大企業の被用者等を対象とした「**組合** 管掌健康保険」がある。保険料は、被用者の給与水準によって決まり、被用者本人と使用者が **ほぼ折半** となっている。

② 地域保険

個々の市区町村が運営する「**国民健康** 保険」があり、保険料は、世帯毎に収入や資産額、世帯人数等に応じて算出される。算出割合は各市区町村が個々に定めるため保険料は異なる。このほか、特定の職種ごとに設立された「国民健康保険組合」がある。

③ **75** 歳になると「後期高齢者医療制度」に全員加入する。

(2) 医療保険の仕組み

医療を受ける場合、一部負担金は、費用の原則 **3** 割（義務教育就学前は原則 2 割。70 歳以上 75 歳未満は原則 2 割、**75** 歳以上は原則 1 割、但し現役並み所得者はいずれも 3 割負担）。長期入院や高額医療を受けた場合、医療費の自己負担額が高額となるため、家計負担を軽減できるよう、1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が払い戻される **高額療養費** 制度があり、所得や年齢に応じて異なる。また、事前に所定の手続きをすれば、払い戻しでなく、医療機関での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる場合がある。

参考：我が国の医療制度の概要（厚生労働省HP）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/iryouhoken01/index.html

2. 特定健診・特定保健指導

40 ～ **74** 歳までの被保険者とその被扶養者が対象。**生活習慣病** の発生病リスクの高い人を早期発見する目的で実施されている。特定健診結果から高発症リスクと判断された人に、専門スタッフ（保健師、管理栄養士等）による指導が行われている。

3. 健康増進事業

病気の予防や健康づくりのために、がん検診、歯周疾病検診、骨粗しょう症検診、健康手帳の交付、健康教育、機能訓練、訪問指導などが市区町村により実施されている。

V. 労働保険

1. 労災保険制度

労働者の業務上の事由または通勤上の傷病等に対して、**保険給付** や被災労働者の **社会復帰** 促進等の事業を行う制度。保険料は、原則として **事業主** が負担する。原則、1 人でも労働者を使用する事業は、**業種の規模** の如何を問わず、すべてに適用される。なお、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、**賃金** を支払われる者」をいい、労働者であれば **アルバイト** やパートタイマー等の

雇用形態は関係ない。一人親方やその他の自営業者など労災保険における労働者以外でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けられる。これを **特別加入制度** という。労災保険給付の種類は、「遺族（補償）給付」「療養（補償）給付」「休業（補償）給付」「障害（補償）給付」「介護（補償）給付」がある。

参考：厚生労働省HP（労災補償）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html

2. 雇用保険制度

政府管掌の強制保険制度。労働者の生活および雇用の安定と就職の促進のため、失業者や教育訓練を受ける人等に、**失業等** 給付を支給する。「1週間の所定労働時間が **20** 時間以上」「**31** 日以上雇用見込みがある」の2要件に該当する労働者は、原則、全て被保険者となる。令和4年1月に複数事業所に雇用される **65** 歳以上対象の「**雇用保険マルチジョブホルダー**」制度が新設された。

雇用保険の受給要件は、就職する意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない「**失業**」の状態にあり、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あること等。給付は、「**求職者** 給付（基本手当、技能修得手当、寄宿手当、傷病手当）」、「就職促進給付」、「教育訓練給付」、「**雇用継続** 給付（高年齢雇用継続、介護休業）」、「**育児** 休業給付」等がある。

一般に失業保険と呼ばれる、求職者給付の基本手当の所定給付日数は、離職日における年齢、雇用保険被保険者期間、離職理由などにより、90～**360** 日の間で個別に決められる。倒産や解雇等により離職を余儀なくされた人（**特定受給資格** 者）や、期間の定めのある労働契約が更新されなかった等により離職した人等（**特定理由離職** 者）は、一般離職者に比べて給付要件の緩和や給付日数が手厚くなる場合がある。

参考：ハローワークインターネットサービス https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html

厚生労働省HP（雇用保険制度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html